



館山市マスコットキャラクター
© studio crocodile・館山市

たてやま 農業委員会だより



あぐり人

No.3

山崎大祐 さん

やまざき だいすけ

西岬のひまわり

※「あぐり人」では、頑張っている農業者を毎号紹介していきます。



お客様の笑顔が私の力

私は、会社を退職したのを機に平成20年から就農して実家のひまわり栽培を引き継ぎました。

近所でもひまわり栽培を行っており、二期作による回転率や栽培の効率の良さもあり、迷いなくひまわり栽培にはいつていくことができました。

現在、地区内15軒で構成されるJA安房西岬共撰ひまわり部に所属しています。メンバーとは情報交換し合いながら、私自身は「お客様に喜んでいただける



ような花づくりを頑張っている」をモットーに生産に取り組んでいます。

黄色とオレンジ色に魅

せられて！

市場の多様な注文に対応する為、サンリッチオレンジや東北八重を主力に栽培・出荷しています。

ひまわりが「父の日」のプレゼントとして定着したことにより6月に出荷のピークを迎え、その後、夏真っ盛りの7・8月にかけては黄色やオレンジ色が「夏の花のイメージにぴったり」「元気が出るイメージ」「風水的にお金が貯まる色」と人気が高まり出荷が続きます。

小ぶりで茎が細くしつかりしていて日持ちも良いと市場では好評。そのうえ「朝切り出荷」す

ることにより消費者には新鮮なひまわりが届き、鑑賞期間も長くなる為、ますます人気が高まっています。

一番苦労するのは天候不順。今年も6月の日照不足や夏の猛暑・8月下旬の急激な温度変化には苦労しました。

これからも妻と2人で協力しながら現在の経営規模を維持していきたいと考えています。

ひまわりの出荷が終わる9月中旬以降は冬場に向けストック栽培に取り組んでいきます。

【プロフィール】

44歳。ひまわりとストックを栽培。休みの日は休息が一番と思いつつも、やはり水やりなどひまわりの事が気になってしまいます。



「人気のサンリッチオレンジ」

農地の売買、貸借は許可が必要です！



— まずは農業委員会に相談 —

◆なぜ許可が必要？

農地は食料の生産基盤であり、地域における貴重な資源です。農地の権利は、確実に耕作をしてくれる農業者に移動されなくてはなりません。このため農地の権利移動は、農地法によって一定の規制がかけられています。耕作目的で農地又は採草放牧地を売買したり、貸し借りする場合には農業委員会の許可を受ける必要があります。

◆許可なく売買したら？

許可を受けずに農地を取得して代金を支払ったとしても、所有権移転等の登記はできません。違反した場合は法律により罰せられます。

◆農地は誰でも売買、貸借できますか？

許可を受けるための要件として、以下のとおりです。

- ①すべての農地を効率的に耕作していること。(耕作放棄地が無いこと)
- ②法人の場合は農業生産法人であること。(貸借は一般法人も可)
- ③農作業に常時従事していること。(年間150日以上)
- ④農地取得後の経営農地面積が※下限面積以上になること。
- ⑤今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

これらすべての要件を満たしている農業者でしたら売買等が可能になります。

※下限面積とは、取得する農地と合わせた経営面積が一定以上必要とする面積です。館山市の場合、取得する農地の所在する地区によって異なります。

○50a 神戸,館野,九重地区 ○40a 館山,北条,那古,船形,豊房地区 ○20a 西岬,富崎地区



◆手続きはどのようにしますか？

まず農業委員会にご相談ください。農地の権利取得が可能かどうかなどをお調べいたします。

また、申請時の添付書類等につきましてもご説明いたします。【連絡先電話番号 0470-22-3539】

毎月の申請締切日は10日です。土日・祝日と重なる場合はその前日です。

*貸借の場合、農業経営基盤強化促進法(利用集積)の利用権の設定もありますのでご相談下さい。

農地等を相続した時は届出が必要です！

◆農地を相続した時はどうすればいいの？

相続により農地等の権利を取得した方は農業委員会に届け出てください。

届出に必要な添付書類は、農地を相続し登記が完了したことが分かる書面(登記申請書の写し及び登記完了証の写し)です。



農地台帳情報の公表について



農地法の改正により、農業委員会は農地台帳情報の公表が義務付けられました。新規就農者や経営規模拡大希望者に有益な情報を提供し、農地を有効利用することが目的です。

◆インターネットでの公表

農地情報公開システム「全国農地ナビ」により、航空写真から農地を検索し、公開事項を閲覧できます。全国農地ナビのURLは <http://www.alis-ac.jp/> です。

◆農業委員会事務局窓口での閲覧

農業委員会事務局窓口では、農地の所在を特定して閲覧申請すれば、その農地の公開情報を閲覧できます。なお、閲覧は可能ですが、書面での情報の交付は行っていません。

【農地台帳の公表事項について】 ○がついた項目は公表、×がついた項目は公表しません

項 目	インターネット	窓口での書面閲覧
農地の所在、地番、地目及び面積	○	○
賃借権等の種類・存続期間	○	○
遊休農地かどうか	○	○
遊休農地の場合は所有者の利用意向	○(調査中)	○(調査中)
農振法・都市計画法等の区域区分	○	○
農地中間管理機構が借りている農地かどうか	○	○
所有者の氏名・名称	×	○
賃借人等の氏名・名称	×	○
耕作者の氏名・名称	×	○

* 注意：表示される農地情報は、一定の時点において作成されたものを提供しているため、必ずしも最新のものではありません。表示される農地情報に法的な証明力はなく、実際の農地の位置や境界を特定するものでもありません。

農地パトロールを実施しています

農業委員会では遊休農地の解消、違反転用の発生防止と早期発見のため、農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。

10月から11月にかけて、農業委員が各地区を巡回します。場合によっては、皆さんの農地に立ち入ったり、お話を伺うこともあります。

また、調査後には農地の活用に向けた取り組みを進めるため、遊休農地の所有者等を対象に「利用意向調査」を実施します。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。





本紙のカラー版を館山市農業委員会の
ホームページでご覧いただけます。
インターネットでご検索ください。

館山市農業委員会

検索

農地の貸し借りを市が橋渡し

「農地中間管理事業」

そろそろ経営から手を引きたいけど、身近には借りてくれそうな人がいなくて…



農地中間管理機構
(館山市が受託)



もっと大きな農地があれば、効率があがるのに…
どこかに貸してくれる人はいないかなぁ



この事業は、平成26年度から始まった、国による新しい農地貸借の仕組みで、公的機関が担う「農地中間管理機構(※)」が、希望する農地所有者から農地を借受け、必要に応じて簡易な改良工事を行い“まとまりのある形”にした上で、耕作者を公募して貸し付けるものです。

(※) 県内では、「千葉県園芸協会」がこれを担い、各市町村が事務を受託しています。

相対での貸し借りに比べて、
どのようなメリットがあるの？

【貸し手】

- 借り手が見つかりやすくなり、賃料も管理機構から支払われます。
- 要件を満たした場合、協力金が交付されます。
(農業経営をリタイヤする場合など)

【借り手】

- 状態がよく、まとまった農地を長期安定的に借りることができます。
- 要件を満たした場合、経営支援を受けることができます。
(農業機器導入支援など)

【まずはお気軽にお問い合わせください】

農水産課農政係 担当：鈴木 ☎ 22-3396

千葉県園芸協会 農地部 ☎ 043-223-3011



- 毎週金曜日発行
- 購読料1カ月700円
- 申込みは農業委員会事務局へ

編集後記

9月上旬の豪雨により東北・関東地方は甚大な被害に見舞われました。改めて自然の怖さを痛感いたしました。被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。

館山市でも、例年になく日照不足や台風による稲刈り時期の遅れにより苦労した方もいらした事と思います。

今後は、異常気象に対応した農業に努め生産力を高めていただければ幸いです。

これから寒い冬に向かいます。体調を崩されませんようご自愛ください。

編集委員 山岸 喜憲